



定額減税補足給付金（不足額給付）実績報告における 国への交付申請額の誤りについて

令和7年度の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」に係る実績報告事務において、報告額に誤りが判明し、国の交付金を一部受け取ることができない状況が発生いたしました。

●概要

定額減税補足給付金（不足額給付）の実施計画において、交付申請額の記載を誤り、1,411,100,000円を100,000円少ない1,411,000,000円として、国に報告していたことが判明しました。

この結果、本来交付対象となる100,000円について交付金の請求ができなくなり、当該差額については市の一般財源で対応することとなりました。

※ 定額減税補足給付金（不足額給付）とは、令和6年の定額減税において減税しきれないと見込まれる方に対し、推計額により定額減税補足給付金（調整給付）を支給した後、令和6年分所得税額等の確定に伴い、当初の給付額に不足が生じた方などに支給した給付金です。

●原因

実施計画作成時における数値確認が不十分であり、提出前の確認体制が徹底されていなかったことによるものです。

●申請金額

誤：1,411,000,000円

正：1,411,100,000円

影響額10万円

●再発防止策

今後は、重要数値を伴う提出資料について、複数職員による確認を徹底するとともに、関係資料との突合確認を行うチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市福祉長寿部福祉政策課

☎047-701-5272 FAX047-366-1392

✉ mcrintokucall@city.matsudo.chiba.jp